

情報をお寄せください

〒121-0831 足立区舎人2-2-26
足立よみうり新聞編集局
電話 5647-4343 FAX5647-4388
hensyu@ayomi.co.jp

足立よみうり

THE ADACHI YOMIURI SHIMBUN [第709号]

6月21日(金)
2024年(令和6年)

発行所
株式会社 足立読売
〒121-0831 東京都足立区舎人2-2-26
電話 03(5647)4343(代)
FAX 03(5647)4388
HP http://www.ayomi.co.jp/

発行日
第1金曜日
第3金曜日
配布エリア
足立区全域、
葛飾区の一部
発行部数
88,000部

170年の歴史とともに

国登録有形文化財「富澤家住宅」

今年3月に国登録有形文化財として登録された、柳原にある「富澤家住宅」。個人住宅のため通常は非公開の富澤家で6月15日、千住いえまち主催のお茶会が開かれた。築170年以上といわれ、富澤家住宅は、もとの空襲から免れたが、中庭から伸びる4本の地震柱が手入れの行き届いた趣のある家を支えている。この日のお茶会は3回開かれ、1回に10人ほどの参加者は、中庭や土間を余儀なくされ、現在の縁側などを見学。その後



風情あるたたずまい



家の歴史を語る八重子さん

中庭に面した和室で、茶きでよく来ているが、この道師範の富澤八重子さん(78)から、富澤家についてやしつらえの話などを聞き、お茶を味わった。足立区の国登録有形文化財は、「昭和の家」、「旧板垣家住宅」に次いで

で富澤家が3軒目。維持していくことが大変ななか、歴史とともにある家での暮らしを楽しむ八重子さん。今は、守ってきたものを後世に残す道を模索しているという。

聴衆を引きこんで

齋藤友香理・碧姉妹



息のあった友香理さん(左)、碧さんの演奏

6月9日に六町ミュージアム「開かれ、ジアン・フロラ(六町)足立区出身の齋藤友香理(20)で「コンサートin・碧姉妹」が出演した。

姉の友香理さんは、桐朋学園大学ピアノ科卒業後、ピアノのために履修していた指揮の面白さに目覚めて指揮者の道へ。セミナーで小澤征爾らの指導を受けたのちドイツのドレスデンで演奏した。友香理さんは、桐朋学園大学ピアノ科卒業後、審査員賞などを受賞する。デュオや室内楽、ポップス、ジャズなど様々な演奏会への出演やピアノ二重奏のレコーディングもしている。

第1回 あだちこどもフェスタ

よしおにいさんと福さんがゲスト



こどもフェスタのチラシ

足立区私立幼稚園協会が主催する初のイベント「あだちこどもフェスタ」が、6月29日(土)に足立区役所庁舎ホールで開催される。

会場では各幼稚園がブースを出展、日頃の活動紹介や記念品がもらえる。また、「おかあさんといつしょ」の11代目体操のお兄さん、小林よしひささんと親子体操、俳優の鈴木福さんによる絵本の読み聞かせなど楽しいステージ、絵本を持参して交換できる絵本の交換会など、もりだくさん。幼

例年より遅れている「梅雨入り」もやっとかというところか。1951年に千葉県検見川で、大賀一郎博士らが発見した古いハスの実を発芽させ、開花に成功した「大賀ハス」は、97年に千葉県から寄贈されたものが堀之内公園にある。毎年6月上旬には花が咲き始め、梅雨の季節到来を実感する。今月初め、区の担当係に開花状況を聞くところだ。梅雨明け「ん、まだほんの少しだけ」ということだ。今号で読者に綺麗な花を堪能してもらおう。梅雨のせいだろうか。梅雨のせいだろうか。梅雨のせいだろうか。

かわがせ

梅雨明け「ん、まだほんの少しだけ」ということだ。今号で読者に綺麗な花を堪能してもらおう。梅雨のせいだろうか。梅雨のせいだろうか。梅雨のせいだろうか。

中村教育長に聞く

特別インタビュー

2・3面

もし、相続税の申告が間違っていたら？

“税務調査”対策と“更正の請求”方法

今からできる対策を女性税理士から学ぶ「相続税の更正の請求&税務調査対策セミナー」開催

主催/ライダーズ・パブリシティ 協力/足立よみうり新聞

北綾瀬で開催
7月13日(土)
参加無料・要予約

相続税の更正の請求&税務調査対策セミナー

◇日時 7月13日(土)
午前の部 10:00~12:00
午後の部 13:30~15:30
◇参加費 無料(要予約・各部先着10人)
◇会場 環七・加平ハウジングギャラリー
インフォメーションセンター
足立区加平1-4-8※無料駐車場完備
◇アクセス 千代田線「北綾瀬」駅徒歩7分
◇講師 税理士法人スマートシンク
税理士 宿谷紫さん(写真)

申し込み
セミナー事務局(わかば企画内)
☎0120-661-339
受付時間10:00~17:00(無休)
WEBの申し込みは上記二次元コードから
※個人情報保護法に基づき、セミナー受付と会場の案内に利用



申告後の悩みや不安を解消

- こんな人はセミナーに参加を
- ◆相続税の税務調査で何を確かされるの？
- ◆税務調査がいつ来るか不安でならない
- ◆調査官に指摘されやすい財産とは？
- ◆払い過ぎた税金が戻ってくる場合は？
- ◆申告・納税したが今からできる対策は？
- ◆税金を指摘されずに減らすためには？

「税務調査なんて、一部の資産家だけの話で、自分には関係ないだろう」と思っているかもしれません。相続税を申告した約2割が税務調査に選ばれており、そのうちの約8割が追徴課税になっているそう。また相続税の税務調査の際に間違った贈与をしている場合、贈与税の無申告や過少申告の指摘を受けることも想定されます。

そこで「ライダーズ・パブリシティ」では7月13日(土)に、女性税理士の宿谷紫さんを講師に招き「相続税の更正の請求&税務調査対策セミナー」を同社運営の総合住宅展示場「環七・加平ハウジングギャラリー」で開催します。

セミナーでは、税務調査の実態をレクチャー。税務調査の事前準備と調査初日から折衝、最終までの一連の流れや、最近の税務調査で目をつけられやすいポイント、調査官の納得を得やすい説明の仕方、税務当局の指摘に納得のいかなかった場合の対応策や税務調査にならないための留意点など、数多くの実績を持つプロがわかりやすく解説。また、税務調査と関連する払い過ぎた税金を還付してもらおうための更正の請求の方法についても紹介。この機会に気軽に参加を。